

お やす 恭 男

なかとみ 富 中

就任のご挨拶
菊陽町副町長



【生年月日】 昭和31年7月28日(54歳)

【略歴】

- S54. 4 熊本県職員に採用・玉名事務所税務課
- S57. 7 総務部広報外事課
- S60. 4 福祉生活部県民生活総室
- S63. 4 熊飽事務所税務部徴収課
- H5. 4 企画開発部交通計画課
- H8. 4 議会事務局議事課
- H15. 4 商工観光労働部工業振興課
- H17. 4 環境生活部人権センター
- H20. 4 環境生活部食の安全・消費生活課
- H22. 4 農林水産部農業技術課

ごあいさつをいたします前に、今回の「東北地方太平洋沖地震」におきまして、被害に遭われた皆様によりお見舞い申し上げますとともに、犠牲になられた方々のご遺族の皆様に対し、深くお悔やみを申し上げます。一日も早い復興と生活再建をお祈りいたします。

このたび、菊陽町議会定例会におきまして、議会の選任同意を賜り、平成23年4月1日付けをもちまして菊陽町副町長に就任いたしました中富恭男と申します。全国でもトップクラスの人口増加率と県下でも活力のある菊陽町の副町長ということで、その職責の重さに改めて身の引き締まる思いでいっぱいです。

ご承知のとおり、現在の地方自治制度は地方分権の流れの中で大きな変革期にあり、地方自治体にとりま

しては、地方交付税の削減など、地方の財政を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。そういった中にありまして、子育て支援や高齢者福祉、農業をはじめとする産業振興などを図っていくためには、これまで以上に効率的・効果的な行財政運営を推進していく必要があります。また、仕事の進め方におきましても、公正・公平、透明性を確保し、説明責任を果たしていくということも求められています。

限られた財源や人員の中で、住民の方の声にこたえていくことは大変難しいことと思いますが、住民の皆様が菊陽町政に夢や希望が持てるようにしっかりと信頼ある行政を進めることが大切だと考えています。

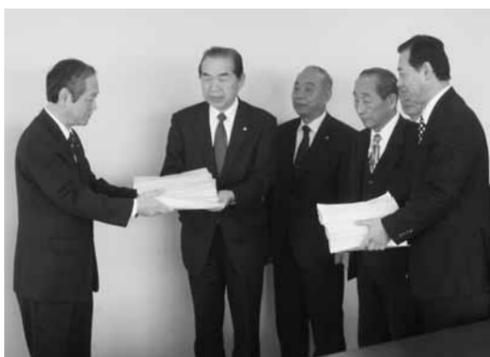
菊陽町では、先の3月に第五期基本構想を策定し「人・緑 未来輝く生活都市 きくよう」を将来像に掲げ、住民の方々の融和や均衡ある町の発展のために新たな町づくりが始まったところです。微力ではございますが、副町長として町長を補佐し、皆様の意見をよく聴きながら町の重要政策の実現に向けて精力的に取り組んで参りたいと考えています。皆様のご指導、ご協力をお願い申し上げます。就任のごあいさついたします。どうぞよろしくお願いいたします。

大津警察署管内の警察力強化を求め、県に「警察力の強化」要請の署名を提出

菊陽町と合志市は、「警察力の強化」を求めるための署名合わせで約3万人分を3月29日、熊本県に提出しました。

両市町を管轄する大津警察署管内(合志市、大津町、菊陽町、西原村)の平成21年度刑法犯認知件数は1,308件で、その約半数の664件が合志・菊陽交番管轄で発生しています。

両市町は、都市化による人口の急増に比例して犯罪や事故なども増加しているため、住民が抱える不安を解消し、安全・安心な「まち」となるよう、管内の警察力強化を強く要請しました。



▲後藤町長と荒木市長が村田副知事へ署名を手渡しました

消費者

5月は「消費者月間」地域で広げよう 消費者の安全・安心を
カシコイ消費者を目指そう

Vol.6

総合政策課 総合政策係 ☎(232)2112

消費者保護基本法の施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」と定められました。今年のテーマは、「地域で広げよう 消費者の安全・安心」です。今回は、子どもの携帯電話によるトラブルをご紹介します。



携帯電話によるトラブル

春は子どもに携帯電話を買い与える機会が増える季節です。しかし、子どもは携帯電話やインターネットに対する知識や判断力の不足、また操作に不慣れなため、トラブルに巻き込まれやすくなります。

保護者は「注意する」だけではなく、携帯電話を操作させる中で、正しい知識や情報を取捨選択させる力を学ばせましょう。

相談事例

無料ケータイ小説に登録したつもりが料金を請求された

携帯電話の無料小説サイトに入ったところ、「小説を読むにはパスワードが必要で、パスワードはメルマガで知らせます」とあったので、メルマガに登録し携帯電話の番号や趣味などの個人情報を入力した。それ以来、大量のメールが届くようになり、その中に「占いパック料金が発生しています。3万3千円を精算ください」というメールがあった。占いのサイトに登録した覚えはないが、「支払わないと個人識別番号から個人を特定し、請求に行く」とあり怖くなった。支払わなければならぬか。

(16歳・女性)

アドバイス

さまざまな無料サイトがきっかけで、突然料金を請求されるトラブルが多発しています。個人情報やメールアドレスを不用意に入力することはやめましょう。個人識別番号を業者に知られても、そこから氏名や住所は分かりません。

「登録になりました」などと表示されても契約は成立していないことが多いので、しつこく請求されても言われるまま支払わないようにしましょう。

もし被害に遭ってしまったら

前述の相談事例のほかに、さまざまな手法で料金を請求しようとする悪質業者は後を絶ちません。もし被害に遭ってしまったら一人で抱え込まず、家族や町、消費生活センターに相談しましょう。

相談機関

熊本県消費生活センター

☎(383)0999

菊陽町総合政策課総合政策係

☎(232)2112

そのほか、町社会福祉協議会が専門家による無料法律相談を行っています。詳細は、毎月「広報きくよう」に掲載している「ふれあい総合相談」をご覧ください。

子どもが相談しやすい環境を



子どもに携帯電話を持たせるかどうかは保護者次第です。持たせると連絡がとれて安心もできる反面、さまざまなトラブルに巻き込まれる可能性もあります。携帯電話を買い与える前に子どもと話し合い、使い方などのルールを決めましょう。

子どもはトラブルに遭ってしまうと、どうしていいかわからず一人で抱え込んでしまうことがあります。怒られると思いつい誰にも相談できず、請求されるまま親に内緒でお金を振り込んでしまう場合もあります。これがさらに被害を増す結果につながります。

保護者は子どもに厳しく指導するだけでなく、携帯電話を使う中の危険性や正しい知識を教えてください。そして、「何か不安になったらトラブルに遭ったりしたら、どんなことでも相談しなさい」と優しく声をかけてあげてください。